

## 1 分署当たりの諸室機能要件

## ① 分署屋外

番号	名称	機能
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓を設置する。</li> <li>・油分離槽を設置する。</li> <li>・施設玄関から駐車場に至る場所に敷地内照明を設置する。(タイマー付き常夜灯及び人感センサーライト) 太陽光発電の利用等ランニングコストに配慮すること。</li> <li>・緊急車両出動動線によっては、出動を円滑に行うため、事業用地内出動動線上に駐車禁止の表示を行う。</li> <li>・緊急車両出庫を道路通行者に知らせるための緊急車両出動掲示板(赤色灯のみでも可)を設置する。(参考写真：消防庁舎外 2)</li> <li>・近隣住民等の視線に配慮したごみ置き場を設置する。</li> <li>・同時に 2 本掛け 20 本のホース(延長 20m) が干せるホースリフターを設置する。(施設壁面利用可) (参考写真：消防庁舎外 3) なお、ホースリフターは、水道設備及び緊急車両用車庫内ホース固定収納棚に近い位置に設置する。また、ホースリフター前には、ホースの洗浄が行えるスペースを確保する。ホース洗浄スペース床はコンクリート製が好ましい。また、既存ホース洗浄機(OGURA Hose Cleaner119)用の 3 相 200V3.7kw コンセントを設置する。</li> <li>・懸垂幕(縦 190cm×横 40cm) 1 枚を掲示できるようにする。(施設壁面等利用可) (参考写真：分署外 1)</li> <li>・既存物干台 2 台を配置するスペースを確保する。</li> <li>・屋外訓練を可能とするため、建物の壁面や屋根の一部に訓練用金具を設置する。(参考写真：消防庁舎外 6) また、訓練ではしごを掛ける部分の強度を確保する。</li> <li>・無給油で 72 時間稼働可能な非常用発電機を設置する。</li> <li>・非常用発電機については、分署の必要発電量、設置基数、太陽光発電やバッテリー併用等は提案による。</li> </ul>
	来客者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場と別に施設入口に近接した来客者用駐車場</li> </ul>

		2台分程度を整備し、枠線を引くこと。
	職員駐車場	・9台以上のスペースを確保し、枠線を引くこと。
	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9台分のスペースを確保する。</li> <li>・屋根の設置や軒下の活用により、可能な限り雨天時も二輪車、来客者及び職員が濡れないようにする。</li> <li>・照明を設置する。</li> </ul>

## ② 分署屋内

【分署 1】 事務室	
用途	執務及び来客者対応
規模	75～80 m <sup>2</sup> 程度 常時職員 9 人が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉を設置する場合は中の様子が分かる仕様とする。</li> <li>・事務室入口に、1組（2人）に対し、立って接客する受付カウンターを配置する。（参考写真：消防庁舎 2-1）</li> <li>・カウンター内側（事務室側）は書類棚を兼ねる。</li> <li>・来客者がカウンターから事務室内に直接入れないようにするため、簡易な扉を設ける等の工夫を行う。（参考写真：分署 1-1）</li> <li>・窓は座っている位置から来客者が見える高さとする。</li> <li>・職員 9 人が常時勤務できるレイアウトとする。</li> <li>・フリーアドレスに対応する机と椅子を用意する。（参考写真：分署 1-2）</li> <li>・キャスター付き脇机、ダイヤルロック付き収納棚及び収納両開き書庫 24 人分を整備する。（参考写真：分署 1-2）</li> <li>・レイアウト変更が容易にできるように OA フロア（床面に電話回線（5 台）、電気配線、LAN 配線、テレビ 1 台、パソコン 8 台分を施したもの）とする。</li> <li>・複合機、プリンタ、卓上型可搬無線装置各 1 台が置けるスペースを確保する。</li> <li>・窓下には書棚を配置する等、書類が整理できるよう固定書架を設ける。（参考写真：消防庁舎 4-3）</li> <li>・壁又は壁面固定収納棚の一部はマグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。</li> <li>・事務室出入口が複数ある場合は、それぞれの出入口付近で照明操作ができるようにする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信指令室の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置する。(参考写真：消防庁舎 2-6)</li> <li>停電時も、照明、事務機器が稼働すること。なお、空調についても稼働することが好ましい。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄関に隣接した位置に配置する。</li> </ul>

<b>【分署 2】 小会議室</b>	
用途	4 人程度の会議、打合せ
規模	<p>10 m<sup>2</sup>程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個室 10 m<sup>2</sup>程度を確保するのではなく、事務室内に 4 人程度の会議や打合せに利用できるスペースを確保し、衝立等の設置により簡易小会議室とすることも可。(参考写真：分署 2-1～2)</li> </ul>
設置数	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案による。</li> </ul>
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>個室の場合、パソコン、電話機 1 台の配線設備を確保する。</li> <li>個室の場合、停電時も、照明、事務機器が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の利用も考えられるため、個室の場合、玄関に近い位置に設ける。</li> <li>個室の場合、会話程度の遮音性を有する構造とする。</li> </ul>

<b>【分署 3】 救急消毒室</b>	
用途	救急出動帰署時の救急隊員及び資機材の消毒、洗浄
規模	15 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>扉は中の様子が分かるソフトクローズ引戸(両手が塞がった状態でも容易に開閉可能なもの)とする。開口部は 120 cm 以上が好ましい。</li> <li>ストレッチャー(約 200 cm×58 cm)を洗浄できるスペース並びに吊り下げ式水道ホース及び排水口を設ける。(参考写真：消防庁舎 7-1)</li> <li>感染性廃棄物を収容できる既存専用容器(約 40 cm×40 cm)を置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 7-2)</li> <li>深型洗浄用と消毒剤に浸す消毒が可能となる二層式流し台を設置する。また、その隣にステンレス作業台を設置する。(参考写真：消防庁舎 7-1)</li> <li>除染用にシャワー設備 1 式(温水)を設置する。(参考写真：消防庁舎 7-3)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急服等を洗浄するための既存洗濯機 2 台を置くための電気配線、給排水を整備する。</li> <li>・汚物用処理装置 1 式を設置する。(参考写真：消防庁舎 7-1)</li> <li>・手洗い水道設備 1 式を設置する。(参考写真：消防庁舎 7-4)</li> <li>・既存オートクレーブ 1 台を置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 7-5～6)</li> <li>・床面及び壁面は水洗いが可能で水はけの良い素材又は加工とする。</li> <li>・毛布や布製品 (20 kg程度) を乾燥するための、吊り下げ式物干を設置する。</li> <li>・換気設備を設ける。</li> <li>・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車両駐車位置の後部に配置する。</li> </ul>

<b>【分署 4】 救急資機材庫</b>	
用途	収納
規模	5～10 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉はソフトクローズ引戸 (両手が塞がった状態でも容易に開閉が可能なもの) とする。</li> <li>・救急用備品、資機材、医療品、救急人形及び救急用酸素ボンベ 10 本程度を置く固定収納棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 8-1～3)</li> <li>・既存収納庫 (鍵付き) を置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 8-4)</li> <li>・電話機 1 台の配線設備を確保する。</li> <li>・停電時も、照明が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急消毒室と隣接した位置に配置する。</li> </ul>

<b>【分署 5】 出動準備室</b>	
用途	指令の受け取り、防火服及び感染防護衣への更衣
規模	40 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉は中の様子が分かるソフトクローズ引戸 (両手が塞がった状態でも容易に開閉が可能なもの) とする。なお、開口部は複数名の同時出動ができるように配慮する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 交替 1 列の防火服収納庫 12 台を設置する。(参考写真：消防庁舎 9-1)</li> <li>・出勤の際に円滑に更衣できるスペースを確保する。</li> <li>・通信指令室の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置する。</li> <li>・指令を受け取るプリンタ、パソコン各 1 台を置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-4)</li> <li>・既存携帯無線機を同時に充電するスペース及び配線を確保する。なお、現在は署活系 10 台、デジタル 6 台。(参考写真：消防庁舎 9-4)</li> <li>・電話機 1 台の配線設備を確保する。</li> <li>・既存感染防護衣用ロッカー 2 台を置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-5)</li> <li>・防火服用保冷材を入れる既存冷凍庫 1 台の配線とスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-6)</li> <li>・換気設備を設ける。</li> <li>・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤準備室の近くにトイレを配置する。</li> <li>・緊急車両用車庫への出入口を設置する。</li> <li>・各室から迅速な出勤ができるよう動線に配慮する。</li> </ul>

【分署 6】緊急車両用車庫	
用途	緊急車両用車庫
規模	140～145 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 7「配置予定車両一覧」に記載する車両が配置できるスペース及び強度を確保する。</li> <li>・緊急車両と内壁面の間には出勤動線を確保する。</li> <li>・車両後部と柱、壁の間隔及び車両ごとの間隔を十分確保する。</li> <li>・出勤を安全かつ容易にできるよう、前面道路と車庫の間には空地を設ける。</li> <li>・停止位置を明確にするために、床面に停止線を引く。</li> <li>・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造又は装置を設置する。</li> <li>・車庫扉はリモコン付き（4 個）電動式自動シャッターとし、事務室及び通信指令室からの遠隔操作によるシャッターの開閉及び</li> </ul>

	<p>通信指令の出動命令と連動した開放を可能とする。なお、手動での開閉も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車庫扉は閉鎖の場合も、採光が可能であること。</li> <li>・ 車庫扉に柱を設置する場合は、出動に支障のない位置に設置する。</li> <li>・ 鳥害対策のため、可能な限り天井や柱に凹凸がない構造とする。</li> <li>・ 床材は滑りにくく、水洗いが可能な仕上げとし、適宜水勾配を設ける。</li> <li>・ ホース（100本程度）固定収納棚を設置する。（参考写真：分署 6-1）</li> <li>・ 車両前面両端に車両洗浄のための蛇口を設ける。</li> <li>・ 防犯カメラを設置する。ただし、玄関外に配置した防犯カメラで緊急車両用車庫の様子が記録できる場合は不要。</li> <li>・ 車両前面には雨天時の出動準備、帰署後の処理を容易にするため、庇を設ける。</li> <li>・ 各車両の付近に 100V のコンセントを設ける。</li> <li>・ 夜間、車庫の前面で車両整備ができるよう照明を設ける。</li> <li>・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急消毒室、救急資機材庫、出動準備室と隣接した位置に配置する。</li> <li>・ ホース固定収納棚はホースの洗浄、ホースリフター、巻き取り、収納といった一連の動作を考慮した位置に設置する。</li> </ul>

【分署 7】 資機材収納庫	
用途	収納
規模	20 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防活動用資機材、救助用資機材、タイヤ、空気ポンプ等を保管するスペースを確保する。</li> <li>・ 軽量かつ常時使用しない資機材や装備等は、緊急車両用車庫中二階等余剰空間の活用を検討する。（参考写真：消防庁舎 11-1）</li> <li>・ 車両装備、救助装備、予防装備をそれぞれ分けて収納するための固定棚を設置する。（参考写真：消防庁舎 11-2）</li> <li>・ 棚等は重量物に耐える十分な強度を持ったものとする。</li> <li>・ 室の高さによっては、天井への吊り下げ収納ができるようにする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホース修理等を行うための万力作業台を設ける。</li> <li>・換気設備を設ける。</li> <li>・停電時も、照明が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材の搬入が容易に行えるよう、緊急車両用車庫と隣接した位置に配置する。</li> <li>・資機材収納庫面積が十分に確保できない場合、緊急車両用車庫の壁面に固定収納棚を設ける。</li> <li>・万力作業台を置くスペースが確保できない場合は緊急車両用車庫に万力作業台を設ける。</li> </ul>

<b>【分署 8】 危険物保管庫</b>	
用途	収納
規模	6 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灯油、エンジンオイル、資機材潤滑油、塗料を置く固定収納棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 13-1)</li> <li>・少量危険物貯蔵庫の基準を満たすこと。(玉野市火災予防条例第 34 条の 2 の 2)</li> <li>・停電時も、照明が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	・緊急車両用車庫と隣接した位置に配置する。

<b>【分署 9】 洗濯・乾燥室 (参考写真：消防庁舎 14-1)</b>	
用途	洗濯、乾燥
規模	10 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1 ・屋根の設置や軒下の活用により屋外でも代替可。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の洗濯機 2 台を置くための電気配線、給排水を整備する。</li> <li>・シャワー1 式 (温水) を配置する。</li> <li>・停電時も、照明が稼働すること。</li> </ul> 個室の場合、以下の仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・扉は引戸とする。</li> <li>・吊り下げ式物干を設置する。</li> <li>・家庭用除湿器が使用できるよう配線設備を確保する。</li> <li>・換気設備を設ける。</li> </ul>
他室との関係	・個室の場合、緊急車両用車庫内又は緊急車両用車庫に隣接して配置する。

【分署 10】 男性用仮眠室	
用途	仮眠及び更衣室
規模	70～80 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。</li> <li>・窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。</li> <li>・照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい。）を採用する。</li> <li>・通路に足下灯（常時点灯又はセンサー式）を設置する。</li> <li>・寝具を敷くスペースはふすま等の稼働扉で両側を仕切ることにより個室化する。（参考写真：消防庁舎 15-1、以下同じ）</li> <li>・個室化後も均一な室温となるよう、空調効率に配慮した構造とする。</li> <li>・寝具を敷くスペースを小上がりとし、30 cm程度の段差を利用した靴収納スペースを設ける。（参考写真：消防庁舎 15-2、以下同じ）</li> <li>・個室は身長 190 cmの職員が仮眠できるスペースを確保する。</li> <li>・個室数は9とし、各室にコンセント及び寝具1式（掛け布団1、敷き布団1）を保管するための収納を設ける。</li> <li>・24人分のその他寝具（一人当たり枕1、敷マット1、毛布2）を保管するための収納を設ける。</li> <li>・既存個人用更衣ロッカー24人分を配置するスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 9-2、以下同じ）</li> <li>・寝具を敷くスペースの床を畳にする場合、表替えや畳替え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。</li> <li>・電話機1台の配線設備を確保する。</li> <li>・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。</li> <li>・扉は引戸とし、静粛性が高いものを採用する。</li> </ul>

【分署 11】 女性用仮眠室	
用途	仮眠、更衣室、浴室、脱衣、洗面、トイレ、洗濯室
規模	16～20 m <sup>2</sup> 程度
設置数	1

仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。</li> <li>・窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。</li> <li>・照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい。）を採用する。</li> <li>・通路に足下灯（常時点灯又はセンサー式）を設置する。</li> <li>・4畳程度の仮眠スペース、シャワー及び浴槽付き浴室1室、脱衣所、洗面台1台、洋式トイレ1室を配置し、洗濯機1台を置くための電気配線、給排水を整備する。</li> <li>・寝具を敷くスペースの床を畳にする場合、表替えや畳替え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。</li> <li>・仮眠スペースには寝具1式（掛け布団1、敷き布団1）と、2人分のその他寝具（一人当たり枕1、敷マット1、毛布2）を保管するため収納及びコンセントを設ける。</li> <li>・既存個人用更衣ロッカー2人分を配置するスペースを確保する。</li> <li>・女性仮眠室出入口は内側からの施錠を可能とする。</li> <li>・電話機1台の配線設備を確保する。</li> <li>・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性仮眠室のエリアと明確に分離して、男女別に出入口を設置する。</li> <li>・壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。</li> <li>・扉は引戸とし、静粛性が高いものを採用する。</li> </ul>

<b>【分署 12】 男性用浴室・脱衣所・洗面</b>	
用途	浴室、脱衣、洗面
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉は引戸とする。</li> <li>・シャワー及び浴槽付き浴室1室とシャワー室1室を設置し、簡易の施錠が可能なものとする。</li> <li>・脱衣所についてもプライバシーに配慮する。</li> <li>・24人分の風呂及び洗面用具を置く棚を設置する。（参考写真：消防庁舎 18-1～2）</li> <li>・2人以上が同時に洗面できる洗面台（温水）を設置する。</li> <li>・停電時も、照明が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面台は廊下でも可。</li> <li>・洗面用具を置く棚は隣接する廊下でも可。</li> </ul>

	・仮眠室との遮音性に配慮する。
--	-----------------

【分署 13】 台所・食堂	
用途	日常の簡易な調理及び食事、災害時の待機及び休憩
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉はソフトクローズ引戸とする。</li> <li>・8人程度が座って食事を行うための椅子と机を設置する。(参考写真：防災センター8-1)</li> <li>・既存食器棚を置くスペースを確保する。</li> <li>・一般家庭用台所設備を配置する。(参考写真：防災センター8-2) なお、コンロ2口及びシンクに複数の蛇口を設置するなど、同時に複数の者が作業できる流し台を設置する。</li> <li>・台所設備の熱源はランニングコストに考慮して採用する。</li> <li>・既存冷蔵庫1台、ポット1台、オーブントースター1台、電子レンジ2台等の電気製品の同時使用を可能にする配線設備を確保する。</li> <li>・テレビ、電話機各1台の配線設備を確保する。</li> <li>・停電時も、照明、電気機器(冷蔵庫1台、電子レンジ1台分の稼働が好ましい。)が稼働すること。</li> </ul>
他室との関係	・事務室に隣接又は近い位置に配置する。

【分署 14】 玄関・風除室	
用途	職員及び来客者用出入口
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に事務室と仮眠室につながるインターフォンを設置する。</li> <li>・屋外に随時、国旗が容易に掲揚できる金具を設置する。(参考写真：分署 14-1)</li> <li>・通信指令室に直接連絡できる駆込通報装置を設置する。(参考写真：消防庁舎 19-1)</li> <li>・風除室の必要性については提案を求める。</li> <li>・防犯カメラを設置する。</li> <li>・掲示板(72 cm×52 cm程度のポスター2枚が掲示できる大きさ)を設置する。</li> <li>・傘立てを設置する。</li> </ul>

	・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
加算	(8)職員通用口を職員駐車場側に別に設ける。その場合、防犯カメラを設置する。

<b>【分署 15】 収納庫</b>	
用途	日用物品、掃除道具、用紙等事務用品、靴の収納
規模	・ 提案による。
設置数	・ デッドスペースの活用など、可能な限り多くの収納スペースが確保できる提案を求める。
仕様	・ それぞれ使用する場所の近くに配置する。 ・ 用途に応じた固定収納棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 21-1～4)
他室との関係	-

<b>【分署 16】 体力錬成室</b>	
用途	職員の体力錬成
規模	・ 提案による。
設置数	・ 個室を確保するのではなく、他室を活用することも可。
仕様	・ 天井や壁に懸垂が可能なパイプを配置する。(参考写真：防災センター7-2) ・ 既存ベンチプレス 1～2 台を置くスペースを確保する。(参考写真：防災センター7-3)
他室との関係	-

<b>【分署 17】 トイレ</b>	
設置数	・ 男性用設置数は常時 9 人勤務に対応する。 ・ 女性用は仮眠室以外に来客者と共同利用する多目的トイレ 1 室を想定している。
仕様	・ 男性用の個室は洋式とする。 ・ 車椅子での利用が可能な多目的トイレを設置する。 ・ 停電時も、照明が稼働すること。

<b>【分署 18】 廊下（階段）</b>	
仕様	・ 汚れにくい又は汚れが目立ちにくい素材とする。 ・ 掃除がしやすい素材とする。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 駆け足で出勤することから、廊下幅と床材に配慮する。</li><li>・ 停電時も、照明が稼働すること。</li></ul>
--	---

**【分署 19】 電気室**

仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有無について提案による。</li><li>・ 受電容量について施設省エネ化の提案による。</li></ul>
----	--

**【分署 20】 機械室**

仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有無について提案による。</li><li>・ 熱源方式は提案による。</li></ul>
----	--